



鹿行ニュース No.16

令和 4年 5月 18日

鹿児島県行政書士会
鹿児島市与次郎2-4-35 KSC鴨池ビル202号室
(敷地内併設の駐車場は30分無料)
電話：099-253-6500 FAX：099-213-7033

会員各位

鹿児島県行政書士会
会長 鶴 信光

日行連より令和4年5月16日付日行連発第195号「旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の一部を改正する政令の閣議決定」についての周知要請がありましたので、お知らせいたします。

各単位会長様

日行連発 第195号
令和4年5月16日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

「旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の一部を改正する政令」
の閣議決定について（周知）

今般、国土交通省より、「旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の一部を改正する政令」が閣議されたとの報道発表がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

【国土交通省ホームページ】

「旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の一部を改正する政令」
を閣議決定

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000344.html

以上

※詳細については上記記載の【国土交通省ホームページ】・URL及び日行連日行連会員サイトにてご確認願います。

戸籍・住民票の請求は受任している事件・事務に関する業務遂行に必要な場合のみ職務上請求書を使用することができます。
使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。

作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。

暴力追放三不⁺①運動「暴力団」を恐れない・に金を出さない・を利用しない・と交際しない⁺①